

第 225 回統計委員会 議事録

1 日 時 令和 8 年 1 月 29 日（木） 15:00～15:17

2 場 所 中央合同庁舎第 2 号館 8 階第一特別会議室及び Web 会議

3 出席者

【委 員】

津谷 典子、西郷 浩、 會田 雅人、久我 尚子、後藤 玲子、佐藤 香、白塚 重典、
菅 幹雄、富田 敬子、長谷川 秀司、福田 慎一、二村 真理子、松村 圭一

【幹事等】

総務省政策統括官、総務省統計局統計調査部長
内閣府経済社会総合研究所次長、内閣府大臣官房政策立案総括審議官
日本銀行調査統計局参事役
東京都総務局統計部長

【事務局（総務省）】

統計委員会担当室：谷本室長、赤谷次長
政策統括官（統計制度担当）：阿南総務省大臣官房審議官
植松統計企画管理官

4 議 事

- (1) 諮問第 200 号の答申「医療施設調査の変更について」
- (2) 統計法第 28 条第 2 項の規定に基づく審議について

5 議事録

○津谷委員長 定刻となりましたので、ただ今から第225回統計委員会を開催いたします。

本日の議事は次第にありますとおり、答申などを予定しております。また、会議の時間を短くするため、事務局による資料の説明は省略させていただきます。

○谷本総務省統計委員会担当室長 本日も事務局にてウェブ画面上に資料を投影させていただきます。つきましては、委員の方々、説明者及び質疑対応者などにおかれましては、御発言の際には必ず資料名、それからページ番号を冒頭にお示しいただきますようお願いいたします。また、御質問される方、御回答される方、双方におかれましても、御発言の際には、冒頭、御自身のお名前をおっしゃっていただきますようお願いいたします。スムーズな委員会運営に向けて、何とぞ御理解、御協力のほどお願いいたします。

○津谷委員長 それでは、議事に入ります。

諮問第200号、医療施設調査の変更の答申案について、人口・社会統計部会の佐藤部会長

から御説明をお願いいたします。

○佐藤委員 それでは、医療施設調査の変更に関する答申案について御報告いたします。

本件につきましては、変更内容が調査事項の一部変更などに限られていましたことから、昨年12月の統計委員会に諮問された際、津谷委員長から、効率的に部会の意見を取りまとめしてほしい旨の御発言をいただきました。

これを踏まえまして、部会長の判断として、統計委員会運営規則の規定に基づき、部会を書面により開催することといたしました。この書面による審議の結果、資料1のとおり答申案をまとめましたので、御説明いたします。

資料1を御覧ください。

まず、(1)承認の適否ですが全体的な結論としては、今回の変更について、承認して差し支えないと判断いたしました。ただし、後ほど御説明いたしますが、計画の一部に修正意見を付けております。

次に、個々の変更事項について、(2)理由等の部分で順に記載しておりますので、それに沿って御説明いたします。

アの医療機関コードの追加です。この変更自体は、bの部分で記載しておりますとおり、本調査で得られる情報と、厚生労働省が保有する医療機関に係る行政記録情報等を紐づけることで、より詳細な統計分析を行うことを可能にするものであり、令和8年の調査で回答が得られれば、次回以降は基本的にプレプリントで対応でき、報告者にも配慮されておりますことから、適当としております。

ただし、cの部分で記載しましたとおり、紐づけが可能になることで、今後、本調査の調査事項を、厚生労働省が保有する行政記録情報で代替する余地も生じてまいります。そこで、将来的に、本調査の調査事項の整理・簡素化を、これまで以上に検討する必要がある旨を、「今後の課題」として答申の最後に書き添えております。

ページをめくりまして、次に2ページのイの医療機関の開設者に係る選択肢の追加です。これは、医療機関の開設者に係る設問の選択肢に、「一般社団法人・一般財団法人」を追加するものです。これにつきましては、bのとおり、近年、一般社団法人又は一般財団法人による医療機関の開設が増加しておりますことを踏まえ、これまで「その他の法人」に含まれていたものを独立させ、より詳細な集計を行おうとするものであることから、適当としております。

続きまして、ウの医療情報の電子化に係る設問の追加・削除です。これは、平成26年調査から、病院票及び一般診療所票において、医療機関における医療情報の電子化の進捗状況を把握するために質問していたSS-MIXの設問を削除し、それに代わって、「電子カルテ情報共有サービス」という新サービスの導入状況を把握しようとするものです。

このうち、まず、新サービスの設問の追加につきましては、cにありますとおり、政府方針の進捗状況の把握に必要なものであることから、適当としております。

しかしながら、3ページですが、dに記載いたしましたとおり、新サービスは、令和7年2月から一部地域を対象としてモデル事業を開始されたばかりです。そのため、本申請の計画どおり、SS-MIXを削除して、新サービスのみを調査事項とした場合、医療情報の電

子化の状況について、全体像が分かりづらくなることが懸念されます。

むしろ、現段階においては、SS-MIXの設問を継続し、新サービスの導入状況と両方の情報を把握することにより、医療情報の電子化の状況の全体像が把握できるほか、施策の進捗状況のより詳細な確認に有効と考えられるなどの意見がありました。

このため、令和8年調査については、SS-MIXの設問は削除せず、継続して把握する必要があることを指摘したいと思います。

続きまして、エの診療科目に係る設問のうち、一部の調査事項を削除するものです。これは、診療科目に係る設問のうち、調査年の9月、1か月間に休診していた診療科目及び特定の曜日のみ開設している診療科目を削除するものです。

これにつきましては、bにありますとおり、令和6年度から運用が開始された「医療情報ネット」により、全国的な傾向の把握が可能になったことなどの状況変化によりまして、本調査において把握する必要性が低下したなどを踏まえまして削除しようとするものでありますことから、適当としております。

以上が今回予定されている変更についての部会としての判断です。

最後に、4ページの「今後の課題」です。先ほど御説明する中でも触れましたが、医療機関コードに関するものです。

そもそも医療機関は、本調査の他に、法令に基づく様々な報告等を求められておりまして、日常的に報告者負担が大きいと言われております。報告相互に同様の事項が含まれている場合もあります。必要以上の報告者負担が発生している可能性があるのではないかと考えられます。

今回の申請で予定されている医療機関コードの追加は、本調査の集計段階で、行政記録情報を活用する環境を整備する契機となるものでありますし、行政記録情報を継続的に活用することができれば、本調査の調査事項を整理・簡素化して、医療機関の報告者負担を軽減することが期待されます。

そこで、厚生労働省におかれましては、医療機関コードの新設を契機に、行政記録情報と重複している本調査の調査事項の整理・簡素化の実現に向けて、これまで以上に努力していただきたいという要望を記載しております。

医療施設調査の答申案につきまして、私からの説明は以上となります。

○津谷委員長 佐藤部会長、ありがとうございました。

それでは、ただ今の御説明について、何か御質問や御意見はございますか。

白塚委員、お願いいたします。

○白塚委員 ありがとうございます。白塚です。基本的に特に異論はありません。特に医療機関コードを使って行政記録情報を積極的に有効に活用して、統計をより効率的に作っていくという方向性は是非進めてほしいと思います。こうした取り組みは、医療関係のほかの部分でも同じようなことができるのではないかと思いますので、そういうところも検討していただきたいと思います。また、これは別に、行政記録情報の活用は、医療機関に限ったことではないと思います。いろいろな企業・個人に対する紐づけのコードの情報をうまく使って、より統計を効率的に作っていくことを是非、もっと幅広く、前向きに検討

してほしいと思います。

○津谷委員長 白塚委員、ありがとうございました。

厚生労働省、何かお答えはございますか。よろしいでしょうか。

○清水厚生労働省政策統括官付参事官付保健統計室長 御意見ありがとうございました。保健統計室としてですが、医療機関コードをしっかりと活用して、行政記録情報を活用していくべきとありましたので、もちろん答申案に記載されたとおり、もしここでお認めいただいたならば、しっかりと活用していきたいと思います。

○津谷委員長 ありがとうございます。

そのほか、御質問・御意見はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、取りまとめたいと思います。御報告にありましたとおり、今回の変更申請については、承認して差し支えないとのこと。ただ、医療機関における医療情報の電子化に関して、SS-MIXに係る設問を令和8年調査について継続するべきであるという部会の御意見は、利用されるサービスの移行期に当たることから、適切な御指摘であると私も思います。

また、医療機関コードを新たに把握することについては、ほかの情報とのリンケージを可能とする有益な対策であると思います。答申案の「今後の課題」にも示されているように、これは将来において、本調査の調査事項を整理・簡素化することによる報告者負担の軽減につながる可能性を持つ重要な取組であると考えます。

厚生労働省におかれましては、多くの医療機関が日常的に様々な報告を求められているという現状を踏まえ、効率的な情報の収集、そして報告者である医療機関の負担軽減につながるような積極的な対応を期待しております。

それでは、答申案についてお諮りしたいと思います。「医療施設調査の変更について」の本委員会の答申は、資料1の案のとおりとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○津谷委員長 ありがとうございます。それでは、このとおりとさせていただきます。佐藤部会長をはじめ、人口・社会統計部会に所属されている委員の皆様、部会での御審議、ありがとうございました。

○佐藤委員 ありがとうございます。

○津谷委員長 それでは、次の議題に移りたいと思います。統計法第28条第2項の規定に基づく審議について、事務局で手続を整理されたということですので、事務局より御説明をお願いいたします。

○赤谷総務省統計委員会担当室次長 事務局です。経緯につきましてまず説明したいと思います。前回の委員会において、「疾病、傷害及び死因の統計分類の変更について」ということで、過去に諮問、答申された疾病分類の全体構成や考え方を変更するものではなく、分類名の表記の修正にとどまる内容が諮問され、即日答申がなされたところです。

この答申においては、今後の課題として、今後、本統計分類等に、誤植等により軽微な修正が必要となった場合において、当該修正が本答申において適当とされた本統計分類の構成・内容等を実質的に変更するものではないと統計基準部会長が判断した場合は、諮問

審議を要さないとしたところであります。

疾病分類に関する一答申としてこのように記載を行ったところではありますが、統計基準に関する審議に係る基本的なルールとして、統計委員会決定として改めて確認をするべきものとして、事務局において、委員長、そして統計基準部会長と相談の上、案を作成したのが本資料、資料2ということになっております。

答申における記述との差分といたしましては、まずは委員長及び関係する部会の長の判断であること。そしてもう一つ、当該案件の処理後、統計委員会が総務省政策統括官から処理結果の報告を受ける。この2点であります。

それでは御確認いただけますと幸いです。以上です。

○津谷委員長 御説明ありがとうございました。

それでは、ただ今の御説明について何か御質問や御意見はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

この手続きは実質的な変更をとまなうものではなく、いわば機械的かつ軽微なものです。全ての部会審議に影響するものです。

よろしいでしょうか。

それでは、本案についてお諮りいたします。資料2「統計法第28条第2項の規定に基づく審議について」を、本委員会の決定としてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○津谷委員長 ありがとうございます。それでは、資料2のとおり、本委員会の決定とさせていただきます。ありがとうございました。

本日用意しました議題は以上となります。本日の議事録は、委員各位に御確認をいただいた上で、統計委員会運営規則第5条の規定に基づき、議事録は委員会に報告するものとされているため、ホームページに公開する形に代えさせていただきます。

それでは、次回の委員会の日程について、事務局から御連絡をお願いいたします。

○谷本総務省統計委員会担当室長 事務局です。次回の委員会の日程につきましては調整中ですので、日時・場所については別途御連絡いたします。

事務局からは以上です。

○津谷委員長 以上をもちまして、第225回統計委員会を終了いたします。